

そうそう農林 NEWS

No. 3 令和4年12月

福島県相双農林事務所



ユズ（楢葉町）

第63回福島県農業賞 授賞式が行われました！

令和4年9月2日（金）に、福島市の杉妻会館において、「第63回福島県農業賞」の表彰式が行われました。当管内からは、「有限会社 泉ニューワールド」（南相馬市）と「合同会社 和田いちごファーム」（相馬市）の2法人が受賞されました。

農業改善部門で受賞された「有限会社 泉ニューワールド」は、南相馬市原町区泉高平地区の約86haの農地で水稻、大豆、小麦を生産しています。2年3作のブロックローテーションを取り入れることにより、地力保全と土地利用効率の向上を図っています。また、ドローンによる農薬散布や自走式の畦畔除草機を導入するなど省力化を進め、限られた労働力の中で大規模経営を実践しています。代表取締役の佐藤哲也氏は、「これからも安定した生産が続けられるように、地域の若い農業者と連携しながら、南相馬市の農業を盛り上げていきたい。」と意気込みを語られました。



有限会社 泉ニューワールド



合同会社 和田いちごファーム

「合同会社 和田いちごファーム」は、相馬市和田地区の津波で被災したいちご農家を中心となり、震災翌年の平成24年に設立されました。ハウスが津波で流出したため、いちごの栽培は困難となりましたが、いち早く営農再開に向け大型ビニールハウスを整備し、高設養液栽培によるいちごの栽培を開始しました。これらの取組が評価され、復興・創生特別賞を受賞されました。代表社員の山中賢一郎氏は、「一刻も早く営農を再開することが復興への一番の道と考えていた。今後も福島県農業賞にふさわしい、おいしいいちごを作り続けていきたい。」と抱負を述べられました。

[農業振興普及部]

川内村産ぶどうの初の品評会が開催されました！

川内村においては、平成 27 年に水稻育苗ハウスを利用したぶどうの実証栽培を開始しました。これは、平成 27 年度「ふくしまからはじめよう。攻めの農業技術革新事業」を活用し、双葉農業普及所と川内村の農業者が連携して始めたものです。取組開始以降、

毎年生産者が増加しており、令和 4 年度は村内の 40 戸以上で栽培が行われています。平成 27 年当初から栽培してきた方は今年で 8 年目を迎え、徐々に品質が安定してきています。更なる技術研鑽と意欲向上を促すため、川内村主催で令和 4 年 9 月 29 日（木）、川内村産ぶどうの初の品評会が開催されました。

品評会には、村内の 11 名から「シャインマスカット」、「ピオーネ」、「あづましずく」、「BK シードレス」の 4 品種計 18 品が出品され、審査員の川内村長、双葉農業普及所長、JA 福島さくら職員らが、粒の大きさ、房形、色、糖度、食味などを審査しました。



出品されたぶどうの審査

令和 4 年度は梅雨明け後に高温が続いたことで日焼け障害が出やすく、8月の降雨により裂果が発生するなど難しい気象条件下での栽培でしたが、出品されたぶどうは粒が大きく、形も良く、きれいな果面であり、生産者の技術力の向上を確認することが出来ました。

参加者は、「来年はもっと良いぶどうをつくりたい。」と意気込んでおり、今後のぶどうの品質向上が期待されます。

当所では、引き続き、ぶどう産地の育成に向けて、生産者の皆様に支援してまいります。

[双葉農業普及所]



入賞した生産者の皆様

鹿島地区及び相馬地区の海岸防災林の整備が完了しました！

当所では、沿岸部の農地等を守るため、津波被害軽減対策として林帯幅をおおむね 200m 確保した海岸防災林の整備を全 8 地区（相馬、鹿島、原町、小高、浪江、双葉、富岡、楡葉/計 602ha）で行っています。

令和 2 年度の楡葉地区、令和 3 年度の原町地区の整備完了に加え、令和 4 年度においては、6 月に鹿島地区、11 月に相馬地区の整備が完了しました。現在の工事進捗率は事業費ベースで 98% となっています。

令和 5 年度以降完了予定の小高・双葉・浪江・富岡の 4 地区の海岸防災林整備についても、引き続き、早期完了に努めてまいります。

鹿島地区の整備状況



[森林林業部]

電気柵等管理講習会及び野菜栽培講習会を開催しました！

令和4年9月10日(土)、富岡町清水集会所において電気柵等管理講習会及び野菜栽培講習会を開催しました。富岡町清水地区の住民8名が参加され、座学形式でイノシシの生態、侵入防止柵(電気柵)の適切な設置方法、野菜栽培に向けた土づくり、秋冬野菜の栽培管理方法などについて理解を深めました。



野菜栽培講習会の様子



電気柵等管理講習会の様子

当地区は、平成29年に避難指示が解除され、住民の帰還とともに営農再開が進んでおり、水稻、小麦、そば、野菜などの品目が作付されています。一方で、イノシシを中心とした野生鳥獣による農作物被害及び生活被害が発生しており、集落ぐるみでの被害防止対策の実施が必要となっています。

そこで、令和3年度から当地区を「鳥獣被害防止の総合的な対策を行うモデル集落」に位置づけ、関係機関等と連携して、地区内の環境整備、センサーカメラによる鳥獣の出没状況確認、各種講習会・巡回個別指導などを実施しています。

引き続き、地域住民の皆様にご協力いただきながら、鳥獣被害防止対策を図ってまいります。
[双葉農業普及所]

生きもの調査を行いました！

令和4年9月から10月にかけて、相双管内の8地区で「生きもの調査」を実施しました。本調査は、環境との調和に配慮した工事を進めていくために行うものであり、事業採択前に事業区域内の生きものの生息状況を確認し、事業実施後においても希少動植物を含めた在来種が生息しやすい環境づくりを目指します。

「生きもの調査」は、本事業のほかに、小学生を対象に生きものとの触れあいを増やすことを目的とした「ふくしま農育」推進事業によるものもありますが、本事業では、大人が泥だらけになりながら血眼になって生きものを探します。



キキョウ
(絶滅危惧Ⅱ類※)



生きものを探している様子

調査では、アメリカザリガニやウシガエルといった外来種が多く見つかりましたが、希少動植物も確認することができました。今後とも、希少動植物の保護や環境に配慮した水路施設の設置等を行うなど、自然環境に配慮した工事に努めてまいります。

※絶滅危惧Ⅱ類…絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらし続けた圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来絶滅の危機に瀕することが確実と考えられるもの。
[農村整備部]

高校生林業見学会を開催しました！



林業機械の説明

令和4年11月10日(木)、飯舘村二枚橋地内のふくしま森林再生事業施工地にて相馬農業高校環境緑地科1年生11名参加のもと「高校生林業見学会」を開催しました。

当所職員からの森林の手入れについての説明後、飯舘村森林組合職員より現地の状況に応じた作業方法や使用する林業機械について説明をいただきました。また、林業機械を用いた広葉樹の伐採作業などの実演も行われました。大木を短時間で倒し、運搬車両に積み込む作業を間近で見た高校生たちはその迫力に圧倒された様子でした。高校生たちは見学会を通して、森林の手入れの重要性や林業機械の作業性について理解を深めたようでした。

当所では、今後も学生が森林・林業に触れ、学習する機会を設け、担い手の確保につなげてまいります。

[森林林業部]



林業機械に乗る高校生

帰還困難区域での大規模火災対応訓練に参加しました！

令和4年10月14日(金)に県危機管理部と双葉地方消防本部が主催する帰還困難区域での林野火災を想定した大規模火災対応訓練に参加しました。

訓練は、双葉町の双葉町産業交流センター周辺を会場に行われました。県内外の関係機関からおよそ300名が参加し、ドローンを使用した上空からの延焼状況の確認や、遠距離大量送水システム車の活用訓練、消火後のスクリーニング訓練*などを行いました。また、帰還困難区域での有事に迅速に対応するため、関係機関の連絡体制を再確認しました。

冬から春先にかけては空気が乾燥し火災が発生しやすく、また、火災が発生すると大規模な被害に繋がるおそれも高まります。そのため、火の取扱いには十分注意するようお願いいたします。

※スクリーニング訓練…帰還困難区域に入り消火活動を行った消防士の衣服や体の表面に放射性物質が付いているかを確認するための訓練。



スクリーニング訓練



意見交換・解散式

[富岡林業指導所]

浪江町で木材利用についての研修会を開催しました！

令和4年10月26日（水）に県内の林業普及指導員等の木材利用に関する知識の習得と技術力の向上を図るため、浪江町に整備された福島高度集成材製造センター（略称FLAM^{エフラム}）の視察等の研修会を開催しました。

当所森林林業部と富岡林業指導所の職員に加え、いわき農林事務所の職員7名を含む計16名が参加しました。

はじめに富岡林業指導所の担当者が施設の概要と木材利用に係る基礎的な内容を説明し、その後、FLAMの従業員に集成材の製造工程に従って施設を案内していただきました。

近年、都市部においては、比較的規模の大きい非住宅等の建築物の木造化・木質化の計画が数多く進行しています。FLAMでは、これらの建築物に欠かせない大断面の構造部材や耐火部材等を製造しています。

参加者は、最新の木造技術の一端を学ぶとともに、各地域内の製造施設の安定的な稼働に向け、材料となる原木の供給体制の構築等、素材の生産から流通、利用に至る工程の中で各々が携わる業務との関連について理解を深めました。



室内討議



原木入荷状況の視察

[富岡林業指導所]

若手職員研修を実施しました！

令和4年11月1日（火）、若手職員を対象に管内における復興関連事業の現地研修を実施しました。

本研修は、若手職員の農林業に関する基本的知識の習得と相双管内における農林業の現状・課題についての理解促進を目的としています。

今回は、かわうちワイン株式会社（川内村）、ふくしま森林再生事業の現場（川内村山鳥窪）、株式会社ネクサスファームおおくま（大熊町）を見学させていただきました。研修では、ワイン

川内村山鳥窪の
森林再生事業の現場見学



かわうちワイン株式会社の見学

の製造過程の一部を体験したり、先進的な技術を活用した生産管理について話を伺いました。

参加職員からは、「全体を俯瞰した上で、自分が担当する仕事がどのように農林業に貢献できるかを考えて仕事をしていきたい。」などの感想が聞かれ、今後の相双地方の農林業の振興について、職員自身がどのように向き合っていくか、深く考える有意義な研修となりました。

今回の研修を踏まえ、引き続き、本県の農林業の発展に尽力してまいります。

[総務部]

福島県農林水産業振興計画に係る相双地方意見交換会を開催しました！

令和4年9月27日(火)、新たな福島県農林水産業振興計画の周知とともに、本計画の基本目標実現のため、相双地方の課題や今後の方向性について意見をいただき、次年度以降の県の施策へ反映することを目的として、同計画に係る意見交換会を開催しました。

交換会では、参加いただいた管内の農林業関係者10名に対し、当所から相双地方における農林水産業振興計画の概要について説明し、同計画に係る意見を頂きました。また、原発事故等を起因とした住民避難による担い手不足の深刻化などの課題が挙げられ、それらを補うための施策推進や、生産基盤に係る整備等の要望がありました。

当所では、頂いた意見や要望を参考に、引き続き「地域に寄り添った復興の推進」に向けた切れ目のない支援を行ってまいります。

[企画部]



意見交換会の様子

「福島県農林水産業振興計画」

R4からR12にわたる本県の農林水産業・農山漁村の振興に向けた施策の基本方向を示す計画。

基本目標：「もうかる」「誇れる」共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村

《 相双地方 スローガン 》

相双地方ならではの農林水産業の再生を目指して～地域に寄り添った復興の推進～

1. 東日本大震災及び原子力災害からの復興
2. 持続的な発展を支える生活基盤の整備と担い手の確保（ひとづくり）
3. 地域の特性を生かした産地づくり（ものづくり）
4. 地域の特性を生かした農山漁村の形成（地域づくり）

『親子で学ぶ農林水産業見学体験ツアーin 檜葉』 を開催しました！

令和4年10月23日（日）に相双管内の小学生とその保護者（17組37名）参加のもと日帰りバスツアーを開催しました。本ツアーは、生産者との交流や収穫体験などを通して、双葉地方の農林水産物に対する安心感を高めもらうとともに、農林水産業の再開状況や取組状況を理解してもらうことを目的に実施したものです。

最初の見学先の檜葉町カントリーエレベーター及び自動ラック式農業用低温倉庫では、JA職員からカントリーエレベーターの仕組み、管理方法及び放射性物質検査方法について説明を受けました。参加者はカントリーエレベーター設備の大きさなどに驚いた様子で、カメラに収めていました。

木戸川漁業協同組合のやな場、サケふ化場では、木戸川漁協組合員から震災時の被災状況、サケ漁の再開、近年のサケ捕獲量の現状及び人工ふ化による稚魚の育成について説明を受けました。また、近年不漁が続いているとの説明がありましたが、実演された合わせ網漁では3匹のサケが捕れ、参加者から歓喜の声が上がりました。

天神岬スポーツ公園内のレストランでの昼食は県産農林水産物を取り入れたメニューで、安心・安全だけでなく、県産農林水産物の美味しさを実感していただきました。昼食後は、天神岬スポーツ公園内の海岸防災林（檜葉地区）を眺望できる場所にて、当所より海岸防災林の役割や震災後の復旧方法等を説明しました。

最後に檜葉町内のサツマイモ畑を訪問し、地元農家の方から栽培や収穫方法の説明を受けた後、サツマイモの収穫を体験しました。参加者はサツマイモの掘り出しに苦戦しながらも楽しそうに収穫していました。

参加者からは「大人も子供も楽しめるツアーだった。」、「生産者さんを応援したいと思った。」という声が寄せられました。

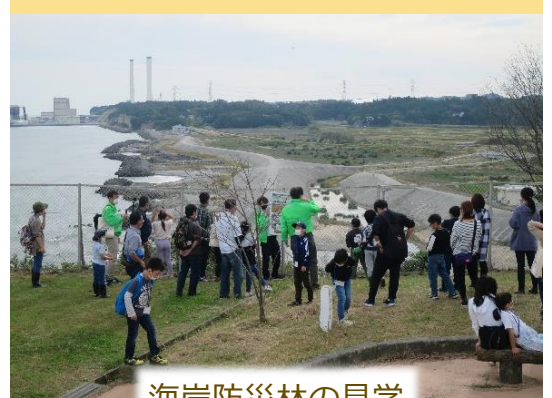
バスツアーは、相馬地方においても冬季に開催する予定です。



放射性物質検査の体験



合わせ網漁の実演



海岸防災林の見学



サツマイモ収穫体験

「おいしい ふくしま いただきます！」 キャンペーンを実施しました！

県農林水産部では、県産農林水産物の地産地消を促進し、風評払拭を図るため、「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンと称し、県産農林水産物の美味しさや魅力を発信する取組を実施しています。

当所では、相双管内で開催されたイベントに出展し2回のキャンペーンを実施しました。キャンペーンにおいては、相双地方の農林業や県産農林産物の安全性などに関するパネル展示やPR、キャンペーン内容に関するアンケート調査を行いました。また、実際に県産農林産物の美味しさを味わっていただくため、キャンペーンに参加いただいた方に県産農林産物をプレゼントしました。アンケートでは、「安全に食せるのであれば、常に意識して選んで買いたと思います！」、「美味しい福島野菜がどんどん日本中に売ってほしい！」、「これからも良い品物を生産してください！」などといった嬉しい感想や生産者に対する応援の声などを頂きました。

当所では、皆様から頂いた意見をいかし、引き続き、地産地消に向けた取組を推進してまいります。
[企画部]

第2回キャンペーン

実施日：令和4年9月23日（金・祝）
 参加イベント：「ふたばワールド 2022 in 双葉」
 実施場所：双葉町産業交流センター（双葉町）
 説明内容：・県産農林産物の安全性
 ・相双地方の復興 など
 配布農林産物：・お米（広野町産）
 ・しいたけ（川内村産）
 ・たまねぎ（浪江・富岡町産）
 参加人数：605名



第3回キャンペーン

実施日：令和4年11月5日（土）
 参加イベント：「JAまつり」
 実施場所：南相馬ジャスマール（南相馬市）
 説明内容：・県産農林産物の安全性
 ・相双地方の新たな営農の取組
 ・県産農林産物の魅力 など
 配布農林産物：お米（相双地方産）
 参加人数：205名



多面的機能支払交付金について

農業・農村は、国土の保全、河川の水量調整などの水源の
かん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能
を有しています。しかし、近年の過疎・高齢化により、これ
まで地域の共同活動によって支えられてきたこれらの機能
の維持が困難な状況にあります。

また、共同活動が減少したことに伴い、農用地、農業用施設
といった地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担
の増加も懸念されています。

このため、県では、農業・農村の有する多面的機能の維持・
発揮を図るための地域活動に対して、多面的機能支払交付金
による支援を行っています。

現在、本交付金は、相双管内において、10市町村の124組
織で活用されており、農地の保全活動や農地周辺の草刈り、
用排水路の補修・維持管理、景観形成のための植栽などが行
われております。皆さんが過ごしている場所でも、草刈りが
行われた田んぼ、歩きやすい道や植えられた素敵なお花は地域の方々の活動のおかげかもしれませ
んね。散歩に出かけて、農村集落の景色を楽しんでみてはいかがでしょうか。

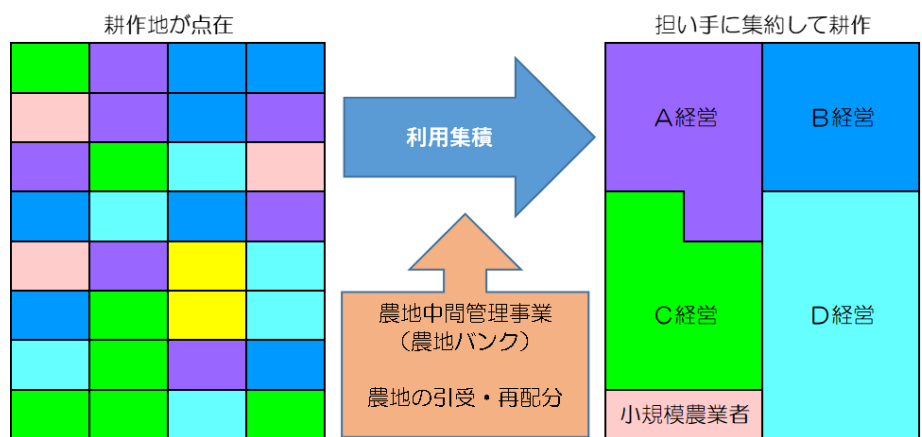
[農村整備部]



地域マネージャー、市町村コーディネーターと共に進める “農地バンク”活用

農地バンクとは、農地の貸借りを仲介する「農地中間管理機構」のことで、「信頼できる農地の
中間的な受け皿」として機能しています。

農地バンクでは、地域内の分散した農用地等を出し手から借り受け、まとまりのある形で担い手
に長期間貸し付ける農地中間管
理事業を行っています。その活
用推進に携わっているのが、“地
域マネージャー”です。本県では
公益財団法人福島県農業振興公
社（以下「公社」という。）が県
知事から農地バンクの指定を受
けており、公社職員が地域マネ
ージャーとして活躍していま



【“農地中間管理事業”の活用モデル】

す。本県の地域マネージャーは、14カ所の各農林事務所農業振興普及部・農業普及所に駐在しており、当所では2部所に配置されています。当所職員と連携しながら、地域担い手や集落営農組織への支援や営農再開加速化の推進等に日々奮闘されています。

さらに、公社では、令和3年4月に「被災地域対策室」を新設し、被災12市町村^{※1}へ“市町村コーディネーター”を配置しています。これらは、原子力被災地域の農地利用を一層促進し、新たな担い手を呼び込むために、福島復興再生特別措置法が改正（令和2年6月5日）されたことに合わせて行われたものです。本改正により、本県が農地バンクを活用して、所在者不明農地も含めて農地の賃貸借の設定等を行うことができるようになりました。

被災12市町村コーディネーターは、管内では10市町村（南相馬市、飯舘村、広野町、富岡町、楡葉町、双葉町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村）に駐在しています。被災地域版の農地中間管理事業の推進や人・農地プランの作成支援、農地所有者と担い手農家のマッチングなどを通して、市町村と一体となって被災地域の営農再開の取組を支援しています。

地域マネージャーと市町村コーディネーターが相互に連携し、各市町村の営農再開の段階に応じた支援が行われることにより、農地バンクのより一層の活用促進が期待されます。

※1 『被災12市町村』…田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村



岡村祐一地域マネージャー
【相馬地方（相双農林事務所
農業振興普及部）】



渡邊正俊地域マネージャー
【双葉地方（相双農林事務所
双葉農業普及所）】

“農地バンク”活用についての御相談は以下の連絡先までお願いします。

- ・相馬地方^{※2}→農業振興普及部駐在 ☎070-1582-6920（地域マネージャー直通）
- ・双葉地方^{※3}→双葉農業普及所駐在 ☎070-8801-4424（地域マネージャー直通）

※2 相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村

※3 広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村



公益財団法人福島県農業振興公社被災地域対策室のみなさん

【農業振興普及部】

地域計画について ～計画策定の準備を進めましょう～

高齢化や人口減少の本格化により、農業者が減少し、耕作放棄地が拡大するなど地域の農地が適切に利用されなくなるおそれが高まっています。農地を次世代に引き継いでいくためには、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化に向けた取組を加速化することが重要です。

これまでは、地域農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（中心経営体及び担い手）や地域農業の将来の在り方などについて「人・農地プラン」を定めていただき、農用地の効率的かつ総合的な利用を図ってまいりました。

これらの取組を加速化するため、令和4年5月に農地集積を促進するための法律（農業経営基盤強化促進法）の一部等が改正され、人・農地プランを法定化した「地域計画」を策定することとなりました。同法は、令和5年度（R5.4.1）より施行される予定となっており、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想を定めている市町村は、農業上の利用を行う農用地等の区域全域*について、令和6年度末（R7.3.31）までに地域計画を策定することが求められます。該当する市町村は、人・農地プランの作成の有無などに関わらず地域計画を策定することになりますが、同法の施行前に、実際の地域農業の状況に即した人・農地プランの作成を進めることで、地域計画への円滑な移行が可能になります。令和6年度末までの地域計画策定を見据えて、右記のステップを踏んだ「実質化された人・農地プラン」を作成しましょう。

実質化の取組に連携した人・農地プランの策定地域又は中心経営体を対象とする支援措置もありますので、御相談ください。また、農地の集約化には、農地中間管理事業が活用できます。（農地中間管理事業については、P9～10参照。）

いまから、地域計画策定に向けた準備を進めましょう。

※…市街化区域（他の農用地と一体として農業上の利用が行われる農用地を除く。）及び様々な努力を払ってもなお農業上の利用が見込めず農用地として維持することが困難な農用地の区域を除く。

実質化へのステップ

- ① 地域農業の状況についてのアンケートの実施
- ② 地図化による現状把握（農地の「見える化」）
- ③ 地域関係者による話し合い
- ④ プランの取りまとめ手続（中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成）

人・農地プランの策定地域又は 中心経営体を対象とする支援措置

- 機構集積協力金のうち
地域集積協力金、集約化奨励金
- 農地利用効率化等支援交付金（機械導入等）
- 農地耕作条件改善事業のうち
高収益作物転換型等
- 新規就農者育成総合対策のうち
経営開始資金等
- スーパーL資金の金利負担軽減措置 など

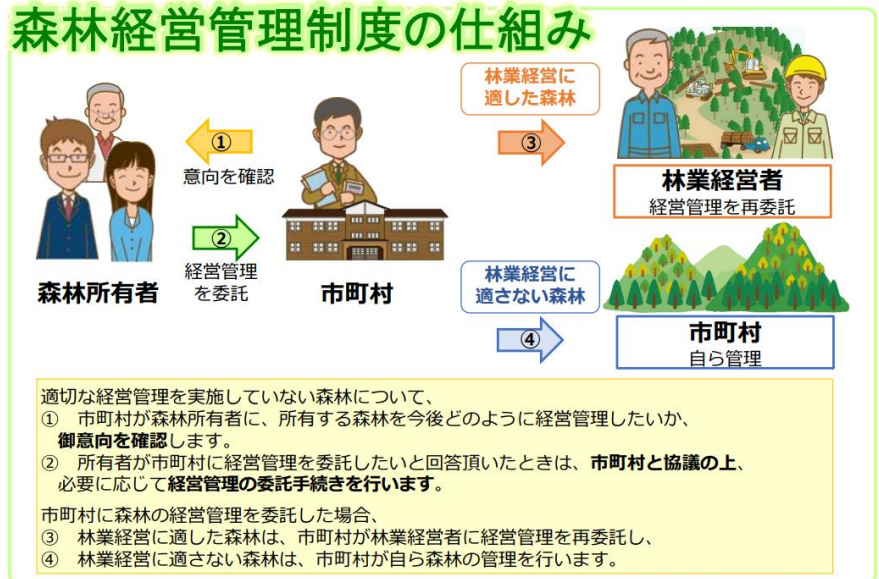
森林経営管理制度とは？

国内の私有林人工林のうち、森林経営計画が作成されていないなど、手入れの行き届いていない森林は全体の3分の2を占めています。また、私有林では、所有者が不明な森林や境界が不明確な森林の存在が課題となっています。

このような手入れの行き届いていない森林の経営管理を促進するため、平成30年5月に「森林経営管理法」が成立（H31.4施行）し、この法律で「森林経営管理制度」が措置されました。森林経営管理制度とは、森林の所有者が自力で経営や管理のできない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理をする制度です。

現在、相双管内の各市町村では森林所有者の意向を確認する調査の準備作業を行っている段階です。当所では、森林の多面的機能の発揮と林業の成長産業化のため、市町村に対し助言等による支援を行ってまいります。

森林経営管理制度の仕組み



[森林林業部]

相双農林事務所からのお知らせ

●そうそう・6次化ネットワーク会員募集中●

そうそう・6次化ネットワークは、相双地域で6次化に取り組まれる事業者の方を応援する会員制の組織です。個人、団体、法人、どなたでも御加入いただけますので、少しでも御興味のある方は、是非、御加入ください！

★登録料や年会費などは無料です！

★会員特典

・会員同士の交流 ・6次化商品販売会への参加 ・各種情報提供 ・相談受付

《 申込・問合せ先 》

福島県相双農林事務所 企画部 地域農林企画課 地域産業6次化担当

☎ 0244-26-1153 (FAX: 0244-26-1181) ✉ kikaku.af06@pref.fukushima.lg.jp

●農林水産部公式 YouTube チャンネル●

県農林水産部では、福島県農林水産業振興計画の基本目標である『『もうかる』『誇れる』共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村』の実現に向け、県産農林水産物のブランド力強化に取り組んでおります。その取組のひとつとして、令和4年度より「福島県農林水産部 FA 宣言※」と称し、特色ある「福島ならではの」農林水産物や取組等について情報を発信しています。

より多くの皆様にお伝えするため、「福島県農林水産部公式 YouTube チャンネル」を開設しました。チャンネル内では、『1400のネタばらし』と題して、農林水産部職員約1400人が各々の発想で企画、制作した動画を投稿しております。11月には、当所が作成しました動画も掲載されましたので、ぜひ御覧ください！

※FA宣言…Fukushima Forestry Fishery Appeal Agriculture



福島県農林水産部
公式YouTubeチャンネル



1400のネタばらし

●農作物の出荷制限について●

福島第一原子力発電所事故の影響で農林水産物の摂取・出荷制限指示が出されています。摂取や出荷に当たっては、『摂取や出荷等を差し控えるよう要請している福島県産の食品について <https://www.new-fukushima.jp/storage/pdf/subject.pdf> (ふくしま復興ステーションHP内)』にて、**摂取・出荷制限指示の有無の確認**をお願いいたします。

農作物の出荷制限についてのお問い合わせは、下記まで御連絡ください。

- ・相馬地方※1 → 農業振興普及部 経営支援課 ☎0244-26-1151
- ・双葉地方※2 → 双葉農業普及所 経営支援課 ☎0240-23-6474

※1 相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村

※2 広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村

●新型コロナウイルス感染症対策に関する相談窓口●

県では新型コロナウイルス感染症対策に関する相談窓口を設置しています。新型コロナウイルス感染症対策に係る管内の農林業における経営や支援制度等の相談については、下記へお問合せください。（受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日を除く））

●農業に関する相談●

- ・相馬地方※1 →農業振興普及部
☎0244-26-1146
- ・双葉地方※2 →双葉農業普及所
☎0240-23-6473

●林業に関する相談●

- ・相馬地方※1 →森林林業部
☎0244-26-1171
- ・双葉地方※2 →富岡林業指導所
☎0240-23-6084

※1 相馬市、南相馬市、新地町、飯館村

※2 広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村

また、以下の URL より国及び県の新型コロナウイルス感染症対策に係る支援制度等をまとめた資料等を閲覧できます。是非、御活用ください。

URL：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36005b/corona01.html>

表紙写真について

二十四節季『冬至』

冬至は1年で最も太陽の出ている時間が短い日です。また、二十四節季としての冬至は、12月21日頃から始まり、翌年の1月4日頃までとなります。冬至には、かぼちゃを食べる「冬至かぼちゃ」や、お風呂に柚子を浮かべた「柚子湯」などの慣習があります。

柚子は、一年を通して流通しており、柚子湯に用いられる熟した黄色の柚子は、11月頃に旬を迎えます。相双地方では、楡葉町において柚子が特産品として生産されており、町産の柚子を使った柚子酒や柚子サイダーなどが作られています。

皆様も柚子の鮮やかな彩りと爽やかな香りを「食」のシーンにおいても楽しんでみてはいかがでしょうか。



福島県相双農林事務所

〒975-0031 福島県南相馬市原町区錦町一丁目 30 番地

Tel : 0244-26-1153 Fax : 0244-26-1181

E-mail : kikaku.af06@pref.fukushima.lg.jp

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36260a/>

皆様からの、御感想、御意見お待ちしております。

